

(設問1)

第1 憲法13条違反の主張

1. 小犯罪者に対する注14条 22条項 31条の規定は、Aの他者に自己の位置情報を収集する自由を侵害するとして憲法13条に違反する。

2 (1) 上記自由はプライバシー権の一様と看做すべきで、プライバシーは

自律的な個人の人格的生存に不可欠の利益として保障され、これを憲法14条以下の規定は、重要な権利・利益の侵害であり、この場合、場合により人格的生存に必要と認められ、保護の必要があるからである。

(2) また、この自由は、警察官による監視監視(小犯罪者に対する注14条2項)により、自己の位置情報を常に把握されたこととなり、自由を侵害するといえる。

(3) では、上記監視は憲法に違反しないか。プライバシー情報には様々なものがあるが、位置情報は、人々の生活の上で、他者に公開することにより、自己の活動の経路と見られ、他者に一切公開することは予定したものでなく、この情報と常に収集に結びつくことは大きな制約となる。そこで、かかる情報の収集が許されたためには、目的がやむを得ず必要と認められ、手段が必要最小限度の範囲内にある必要がある。

ア 監視監視の目的は、小犯罪者に対する有罪判決を受けた者が再び小犯罪を犯すのを防止することと認められる。小犯罪の再犯を防止し、もって社会復帰を促進することと、地域社会の安全確保を推進することにある。この目的は明かにやむを得ず必要と認められる。

イ 本問では、超小型の位置情報発信装置を外科手術により体内に埋入することも義務付けられるという手段を採用している。この手段は外科手術という重き監視対象者の身体に傷つける行為に由来して行われるものである。体内に埋入してこそそのGPS装置を用いることができるのである。その対象者が希望する色・大きさ・模様・形の腕輪をつけることと着用させることとを替手段とすることができ、このようにしたとしても、一人ひとりが異なる外見の装飾品身に付けているとは、GPSなどとは全く異なる。これを社会に認め、社会的差別を防止することは必要と認められる。

ウ したがって、上記のような代替手段が認められ、必要性にみたないため、かかる手段は憲法上認められず、(4)に

3 憲法13条に違反する。

第2 22条違反の主張

1 警察官による監視監視は、Aの移動の自由、Aの自由の移動の自由を侵害するとして、憲法22条1項に違反する。

2 (1) 移動の自由は、移動の自由とある。これは憲法22条1項の移動の自由を認めていることと、その前提として保障されている。したがって、憲法22条1項により保障される。

(2) また、警察官は、Aの位置情報がわかることにより、Aの移動の自由を把握することにより、移動の自由は侵害されている。

(3) Aの移動の自由は、22条1項により保障される。この自由は経済的利益と他の性質とをもち、物理的な移動の可否が問題となる点で、人身の自由としての性格も有する。そこで、社会経済的な

第1問

第1問

政策判断を事案に必要最小限に小まていえる。よって、移動の自由の法的な制限は、他者の基本的人権の保護の目的のため必要最小限度の手段でなければならず。

イ 本問では、性犯罪者の再犯を防止することにより、社会秩序の促進及び地域社会の安全の確保を推進することを目的としている。よって、監視装置という手段は、犯罪者の身体を侵襲してGPSを埋設することをいえる。これによりかかる健康上・生活上の不利益は生じないとの医学的見地が提出されているものの、かかる手段でも100%成功するという保障はなく、上記見地も手段が成功した場合の被害軽減をいふにすぎない。よって、腕輪等の手段が不要な手段が3以上必要最小限の手段とはいえない。

ウ よって、手段の必要最小限度性が認められ、上記手段は憲法上許さる。

3 したがって、憲法22条1項に違反する。

〔設問2〕

第1 憲法13条1項 違反について

1 検察官の反論

目的がどこにいかという位置情報は、外出している場合には周囲にいる者に認識され、監視カメラ等において捕捉されるものであるから、位置情報はプライバシーに属するとしても重要な権利とはいえず、と反論することになる。

2 和泉

確かに、位置情報は検察官の反論の通り、周囲の人間には認識

されているものである。むしろ、他者の視界に入ったとしても、周囲の人間から見ては、限り、7.前号では把握し、記録した書籍は、
ものである。よって、他者から見たこと、特に、位置情報の収集・蓄積により侵害されるプライバシーは重大なものである。

よって、憲法13条の主張を基準により判断してある。

よって、専門家の意見によれば、性犯罪者は性的衝動を抑えられ、たまために犯行に及んで、ほうこととすると、位置を把握しているとしても、性的衝動から犯行に至るまでの間に警察が犯行に気づいて警察を派遣し、現場に到着することは困難である。よって、合理性も認められ、
したがって、手段の必要最小限度性は認められる。

3 以上より、憲法13条1項に違反する。

第2 22条1項違反について

1 検察官の反論

検察官としては、GPSの埋設による位置情報については憲法を課しているものの、犯罪者の物理的移動自体には制限を課してはならず、自由に行動している中で、移動の自由に対する制約は認められ、と反論することになる。

2 和泉 GPSの埋設は、身体を拘束するものである。物理的には移動の自由は制限されていると考えられ、したがって、特に禁止区域に於いては、禁止命令が与えられる場合、(性犯罪者監視装置2号2号)は、ここに出入りすることは物理的に制限を受ける。この命令に違反すれば、GPS装置を体内に埋設し、これを取出した場合には、懲役又は罰金に処せられる。

見本

1 これを以て以上(同法3果不号)、監視対象者は移動について 動的移動
2 異か生じ、移動の自由を制約されていると認める。 以上、制約は認められず。
3
4 ~~転~~ そこで原告の主張する基準に於いてあるところ、監視監視
5 は原告の主張する通り、必要最小限の手段とはいえず、憲法上の権利を侵害
6 する。 (注)
7 したがって、22条1項に違反する。

以上

重要に裁判で認められた事実、例：事実上
の事実

(第1問)